

<報道発表資料>

令和3年12月8日

令和3年度上半期の消費生活相談の概況について

埼玉県及び県内市町村では、県民の皆さまから消費生活に関する相談を受け付け、解決のためのアドバイスや事業者とのあっせんを行っています。

このたび、令和3年度上半期（4月～9月）の消費生活相談の概況をまとめました。なお、概況はホームページにも掲載しています。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/b0304/houdou-oshirase/r03kamihanki.html>

● 上半期の相談概況

令和3年度上半期に県内の消費生活相談窓口で受け付けた相談件数は23,234件で令和2年度同期に比べ3,581件（13.4%）減少しました。特徴については次のとおりです。

- （1）「暮らしのレスキューサービス」に関する相談が2年度同期の約1.9倍に増加しました。
- （2）情報商材に関する相談が2年度同期の約1.1倍に増加しました。
- （3）サブスクリプションに関する相談が寄せられるようになっています。

● 相談窓口

商品を購入したりサービスを利用して、おかしいと感じたりトラブルが生じてしまった場合には、一人で悩まずに、すぐに市町村の消費生活センターや県の消費生活支援センターに御相談ください。

全国共通の「消費者ホットライン」^{いやや}188番にお電話いただければ、お近くの消費生活センターなどにつながります。

消費者ホットライン【全国共通】^{いやや}188
地方公共団体が設置している身近な消費生活相談窓口をご案内します。

埼玉県消費生活支援センター（川口） 048-261-0999

埼玉県消費生活支援センター熊谷 048-524-0999

【相談時間】月・火・水・木・金（※川口は土も受付） 午前9時～午後4時

市町村の消費生活相談窓口は以下のリンクから確認できます。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/b0304/soudanmadoguti/soudanmadoguti-sityouson.html>